

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る 食品健康影響評価について

食品健康影響評価② 我が国の検査対象月齢の引き上げ

内閣府食品安全委員会
平成25年5月

平成23年12月 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容(要旨)

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(平成24年10月評価済)

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。

上記1(1) (国内措置の「検査対象月齢」)

上記2(1) (国境措置の「月齢制限」)

平成25年5月
食品健康影響評価結果通知

評価中

さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価
に関する
専門調査会における検討結果について

国内措置の検査対象月齢の引き上げ

評価の基本的な考え方

規制閾値(国内措置=検査対象月齢、国境措置=輸入月齢制限)をさらに引き上げた場合のリスク評価

- 定型BSEの制御を基本として評価
- 評価対象国において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているかを判断基準

国内措置について
先行してとりまとめ



さらなる検査月齢の引き上げ

評価項目と評価手法

- ① 出生年月でみたBSE最終発生時からの経過年数
- ② 交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数
- ③ BSE対策の実施状況



ある年月以降の出生コホートについて、BSEが発生する可能性が極めて低い水準になっているか否か

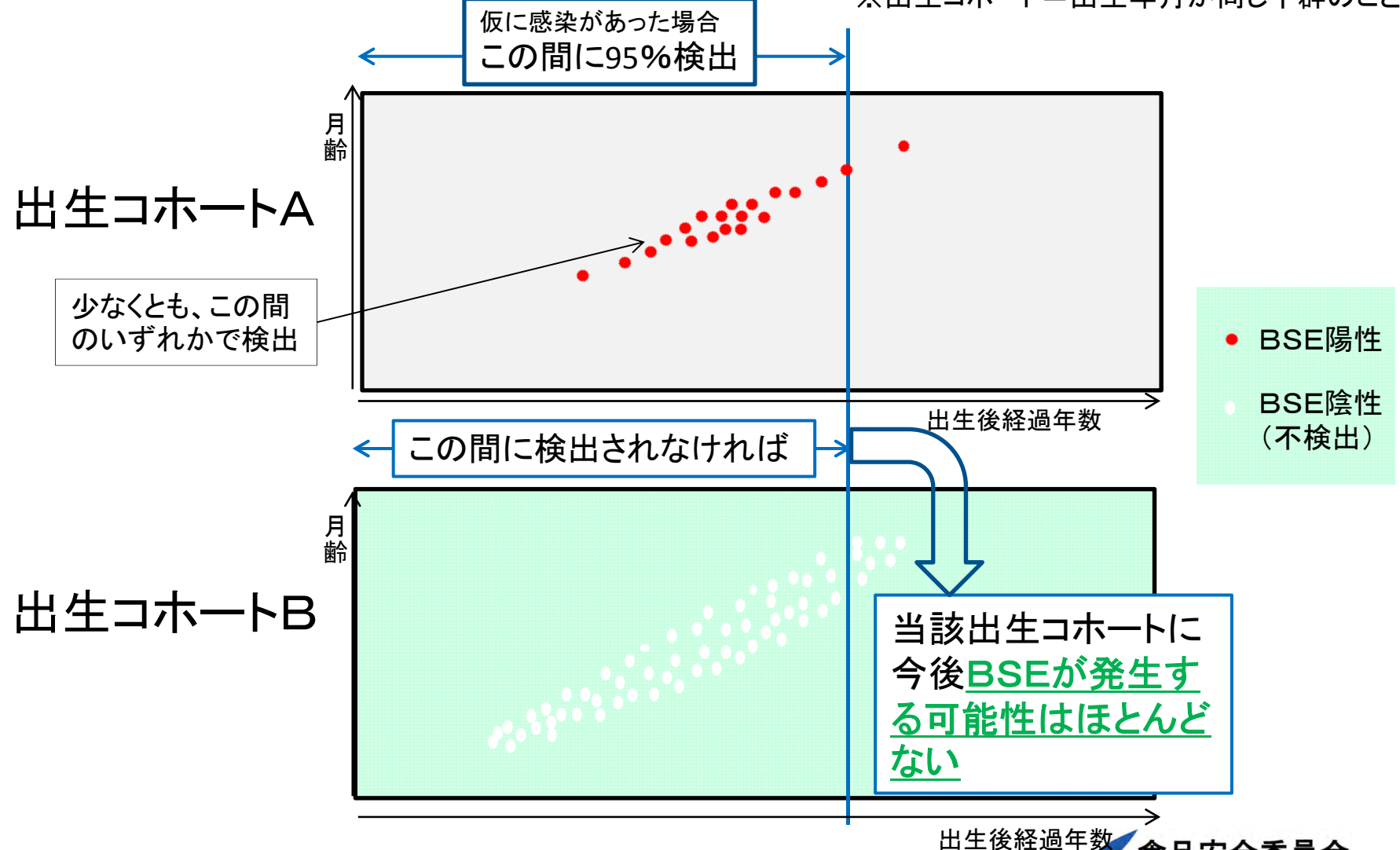
極めて低い
と判断され
た場合

一定期間検査を継続することについて、経過措置の必要性の検討

飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間①

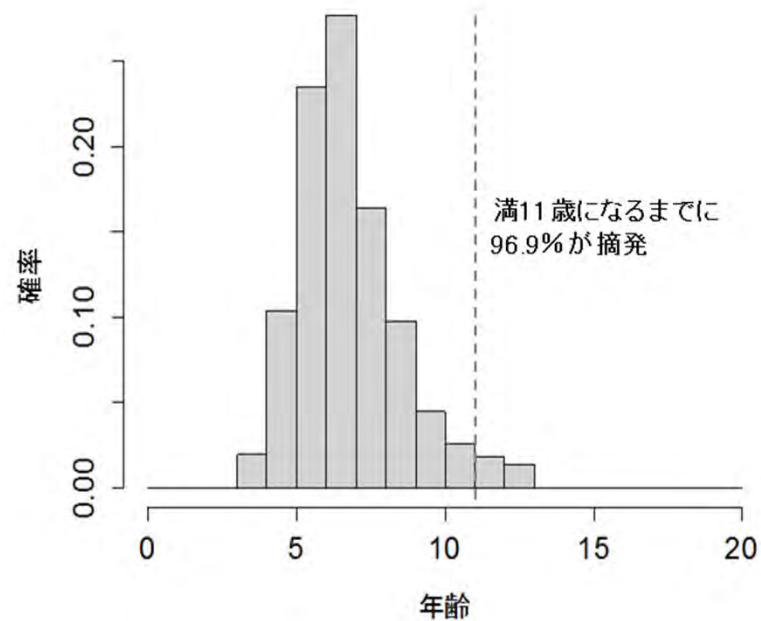
出生コホート※におけるBSE検出のイメージ

※出生コホート＝出生年月が同じ牛群のこと



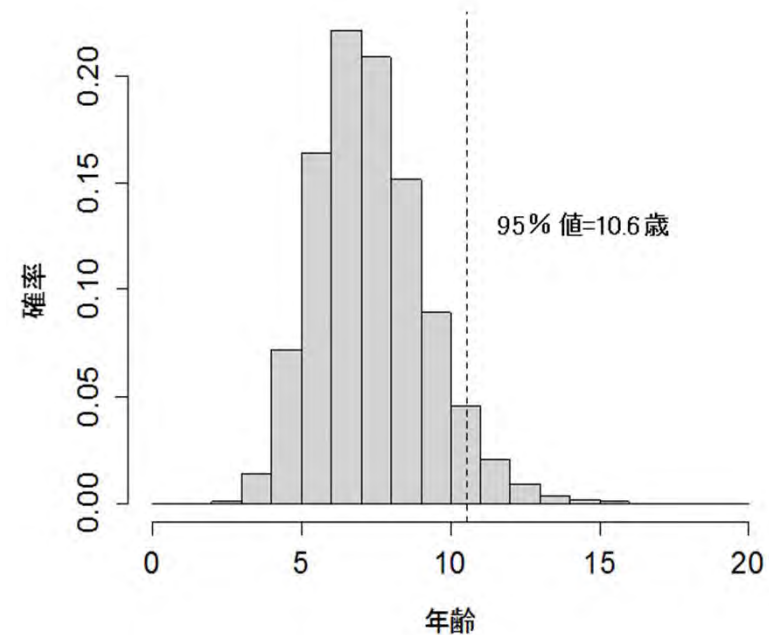
飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間②

EUにおけるBSE感染牛の
推定摘発年齢分布



1994～1999年に生まれたコ
ホートのデータに基づく、BSE
感染牛の摘発年齢分布の推
定

フランスにおけるBSE感染牛の
推定摘発年齢分布



2001～2004年のフランス
のデータに基づく推定

飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間③

- いずれの場合も11年経過すれば、あるコホートにおいて、ほとんどの牛（95%以上）のBSE発生状況を確認できる
- 豊富なデータに基づくEUにおけるBSE感染牛の摘発年齢分布の推定では、11年で96.9%が検出

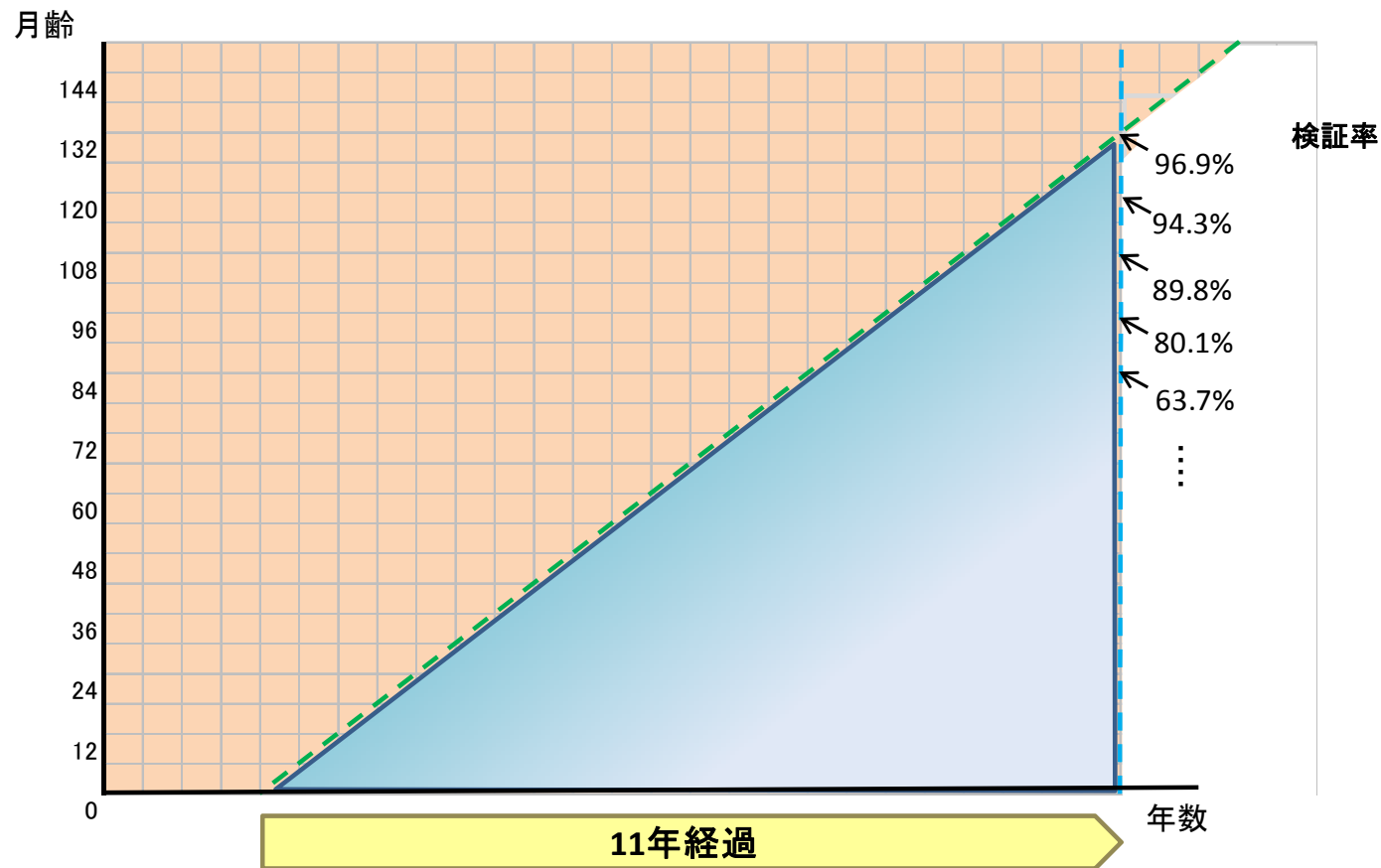


検証期間のまとめ

BSEの発生が11年間確認されないことをもって
判断する

起点は、BSE感染牛の出生年月でみた最終発生
時点とする

出生コホートごとの検査による検証率



(注) 縦軸は、牛の検査時の月齢、横軸は検査年月、斜線は牛の成長を示す。

経年とともに各出生コホートの

- ・感染リスクは減少
- ・検査による検証率は低下

**経過措置
の検討**

BSE対策の実施状況①

BSE対策の実施状況について、BSE制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうか、点検表を用いて確認を実施

生体牛(侵入リスク、国内安定性)

- ・肉骨粉等について、発生国からの輸入禁止措置がとられているか
- ・ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止がなされているか
- ・レンダリング施設等に対し定期的な監視等が行われ、重大な違反がないか
- ・OIE基準と同等以上のサーベイランスがなされているか

等

SRM及び食肉(SRM除去、と畜処理の各プロセス)

- ・SRMの除去について、食肉検査官による確認が全ての施設で実施されているか
- ・SSOP, HACCPによる管理が導入されており、重度な違反がないか
- ・スタンニング、ピッシングに対する規制措置が全ての施設で実施されているか

等



点検表により、各項目について、2～4段階で評価を実施

BSE対策の実施状況②

点検結果の総合評価(抜粋)

レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率に関する項目で、4段階判定の2番目の○となった[※]が、これ以外の全ての項目で◎の判定

※ 飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1件あったが、飼料として利用されることなく焼却。フィードチェーン上流からの複数多段階の監視措置が有効に機能していると評価。

日本においては、2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降11年にわたりBSE感染牛は確認されていない。

このことは、BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能していることを示すものと考えられ、各段階における総合的なBSE対策の実施により、日本においては、BSEは制御できているものと判断される。

BSE対策の実施状況③

まとめ

BSEプリオンの侵入リスク低減措置(輸入規制)

BSE発生国からの生体牛、肉骨粉及び動物性油脂の輸入停止等
→ リスクは極めて低いレベル

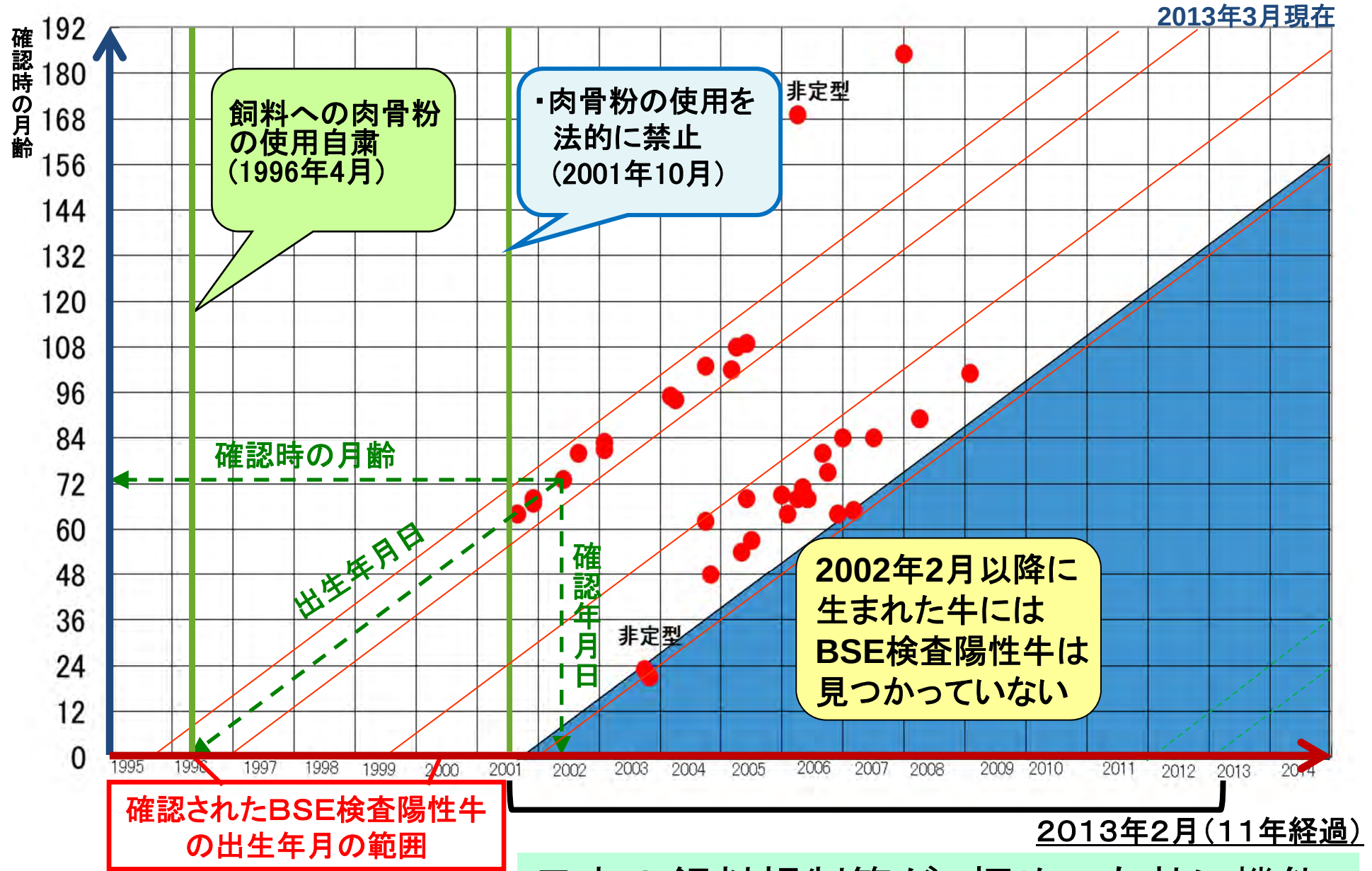
BSEプリオンの増幅リスク低減措置(飼料規制等)

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の使用禁止、飼料製造施設・ラインの分離等
→ リスクは極めて低いレベル

BSEプリオンの曝露リスク低減措置(食肉処理工程)

SRMの除去・焼却義務付け、脳及びせき髄を破壊するピッシングの禁止等
→ リスクは無視できる程度の極めて低いレベル

BSE対策の効果の検証(日本のBSE検査陽性牛の出生年月と確認年月)



評価結果(抄)

評価結果1

BSEプリオンについて、輸入規制による侵入リスク低減措置、飼料規制等による増幅リスク低減措置及び食肉処理工程における曝露リスク低減措置が適切にとられている

牛とヒトの種間バリアの存在

日本においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低い

評価結果2

2002年1月生まれの最終発生以降に生まれた牛には11年にわたりBSEの発生は確認されていない

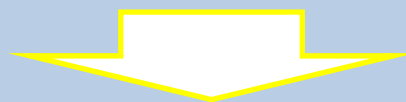
BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんど(約97%)が検出

今後、BSEが発生する可能性はほとんどない

評価結果3

経過措置の必要性

11歳未満の出生コホートは、発生の確認のための期間が十分とはいえない



当面の間、検証を継続

非定型BSE等への対応

○2002年1月以前の出生コホート

生残している高齢牛の中に、極めて低い確率とはいえ、BSEに感染している牛が残っている可能性があることは完全には否定できない

○非定型BSE

孤発性の疾病である可能性

ほとんどが8歳以上の高齢の牛で極めて稀に発生



いずれも48か月齢超の牛を検査することにより十分にカバーされる

結 論

国内措置の検査対象月齢を48か月（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断

検査対象月齢を48か月齢超とする具体的な根拠

発生確認最低月齢

一部の例外を除き、BSE検査陽性牛は48か月齢以上（評価対象5か国のBSE検査陽性牛の実績）

EUにおけるBSE発生実績からの推定

BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が、48か月齢以上で検出されると推定

経口投与実験

投与後44か月目（48か月齢相当以上）以降に異常プリオンたんぱく質検出（BSE感染牛脳組織の1g経口投与実験）

潜伏期間の知見

「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見